

# 公立大学法人秋田公立美術大学職員の任期に関する規程

平成25年4月1日

規程第40号

(趣旨)

第1条 この規程は、公立大学法人秋田公立美術大学職員就業規則（平成25年公立大学法人秋田公立美術大学規程第46号）第5条第3項の規定に基づき、公立大学法人秋田公立美術大学において期間を定めて雇用契約を締結する職員に関し必要な事項を定めるものとする。

(期間を定めて雇用契約を締結する職員の職等)

第2条 期間を定めて雇用契約を締結する職員の職、雇用契約の期間（以下「任期」という。）、任期満了に引き続き任期を定めて雇用契約を締結する採用（以下「再任」という。）の可否および再任の回数に関する事項は、別表のとおりとする。

(令和5規程6・一部改正)

(再任)

第3条 期間を定めて雇用契約を締結する職員の再任をしようとする場合は、役員会において、次に掲げる事項の審査を行い、その可否を決定するものとする。ただし、理事長が特に必要があると認めた場合は、その一部を省略することができる。

- (1) 職員の任期中における勤務成績に係る評価
- (2) 職員の再任後の任期における業務遂行の目標および計画
- (3) 職員が行う業務の必要の度合
- (4) 職員の能力および実績
- (5) 前各号に掲げるもののほか、理事長が必要と認める事項

2 前項第1号の評価は、別に定めるところによる。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成25年4月1日から施行する。  
(休職職員等の取り扱い)
- 2 公立大学法人秋田公立美術大学職員就業規則第15条、第38条又は第39条の規定に基づき休職とされ、育児休業をし、又は介護休業をする職員の任期の取扱いについては、別に定める。

附 則 (平成30年11月27日規程第21号)

この規程は、平成30年12月1日から施行する。

附 則 (令和5年2月28日規程第6号)

(施行期日)

- 1 この規程は、令和5年4月1日から施行する。  
(経過措置)
- 2 令和2年4月1日から、この規程の施行の日(以下「施行日」という。)の前日までの間において採用された事務職給料表が適用される職員については、改正後の公立大学法人秋田公立美術大学職員の任期に関する規程の規定にかかわらず、改正前の公立大学法人秋田公立美術大学職員の任期に関する規程の規定によるものとする。

別表 (第2条関係)

職	教育職員				
	教授	准教授	講師	助教	助手
任期	5年以内	5年以内	5年以内	5年以内	3年以内
再任の可否	可	可	可	可	可
再任の回数	制限なし	制限なし	2回まで	2回まで	1回
備考					
<ol style="list-style-type: none"> <li>1 任期を定めた雇用契約を締結した者(助手を除く。)が昇任した場合の当該昇任後の任期は、当該昇任前の残りの任期の期間にかかわらず、5年以内とする。</li> <li>2 任期を定めた雇用契約を締結した者のうち助手を再任した場合の当該再任に係る任期は、当該再任前の任期と合わせて5年以内</li> </ol>					

の期間とする。